

平成 年 月 日

館長	副館長	担当

西都市働く婦人の家休館日の使用について（依頼）

指定管理者
シティサイト（株） 殿

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____ 印 _____

連絡先☎（ _____ — _____ ） _____

下記の理由により休館日に使用したいので、認めて下さるようお願いいたします。

使用施設	
行 事 名	
使用日時	平成 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
休館日使用 申請理由	

※（休館日）西都市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例

第3条 婦人の家の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - (4) その他市長が特に必要と認める日
- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。（追加〔平成24年条例7号〕）